

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 6F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第109号

2017年11月17日に第6回目、そして2017年12月18日に第7回目の「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」(消費者庁)が開催されました。「遺伝子組換え表示の表示方法」(以下の論点3と論点4)について引き続き議論がされ、論点4の「遺伝子組換えでない」表示の要件について、少し動きがありましたのでここにまとめたいと思います。

これまでの検討について

前々回である第5回目(2017年9月27日)の検討会において、遺伝子組換え表示制度の在り方の検討に当たった論点について、遺伝子組換え表示の表示義務対象範囲の考え方について、議論がされています。その論点に沿って、これまでの議論のまとめを整理すると次のようになります。

- ① 表示義務対象範囲
 - 論点1 表示義務対象品目の検討
 - ↓現状の制度を維持する
 - 論点2 表示義務対象原材料の範囲の検討
 - ↓現状の制度を維持する
- ② 表示方法
 - 論点3 消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示の検討
 - ↓不分別の区分は残した方がよい
 - ↓「不分別」のより分かりやすい表現はQ&A等で例示

「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」について3

～遺伝子組換え表示の表示方法の考え方について議論がされました～

論点4 「遺伝子組換えでない」表示をするための要件の検討

↓意図せざる混入率の引き下げは、まとめるのは難しい(次回検討)
↓「遺伝子組換えでない」表示の要件は、厳しくしていく方向(次回検討)

上記のように、論点1から3までは現状の制度を維持する議論となりましたが、論点4については、何らかい制度の変更について検討されていることがうかがえます。

「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示について(論点3)

消費者庁より提出された「遺伝子組換え表示の表示方法の考え方(案)」は、次のとおりです。上記のとおり、こちらは「不分別」の区分は残した方がよい。「不分別」のより分かりやすい表現はQ&A等で例示」とまとめられています。

(1) 消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示とするための方法として、例えば以下に示すような表示内容を改める方法が想定されるが、どう考えるか。

「遺伝子組換え不分別」に代わる表示の使用
・「遺伝子組換え不分別」表示に代わり、より実態を反映した分かりやすい表示とする。
・「遺伝子組換え不分別」の実態を反映したあらかじめ定められた複数の表示から選択して表示できるようにする。

(2) 消費者にとって分かりやすい「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」表示とするための方法として、例えば以下に示すような表示の区分を改める方法が想定されるが、どう考えるか。

「遺伝子組換え不分別」の廃止
「遺伝子組換え不分別」の区分を廃止し、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換えでない」の2区分に整理する。

「遺伝子組換えでない」表示の要件について(論点4)

同じく提出された「遺伝子組換え表示の表示方法の考え方(案)」は、次のとおりです。

(1) 混入率を引き下げることで、正確性が担保された「遺伝子組換えでない」表示とあり、消費者の誤認を回避することに資すると考えられるが、以下のような問題点について、どう考えるか。

・スタック品種の増加により混入率の正確な把握が難しくなる中、監視の観点から、混入率を確認するための精度が担保された実効的な検査方法を策定することが必要である。
・混入率の引下げに伴って、より厳しい原材料管理を行う場合、原材料のコストが上がる可能性がある。また、原材料を必要量確保できなくなる可能性もある。

(2) 「遺伝子組換えでない」表示が認められる混入率を引き下げることで、正確性が担保された「遺伝子組換えでない」表示となり、消費者の誤認を回避することに資すると考えられるが、どう考えるか。

混入率	想定される表示
5%超	「遺伝子組換え不分別」である旨(義務表示)

5%以下	「遺伝子組換えでない」旨の表示は不可
a%以下	「遺伝子組換えでない」である旨(任意表示)

(1)の混入率引き下げについては、上記の案にあげられている問題点(実効的な検査方法、原材料コストの上昇)の議論があり、第7回目の検討会ではまとめられず次回での検討となりました。(2)の「遺伝子組換えでない」表示の要件については、全体的には厳しくしていく方向で議論が進められています。この場合、検査方法の問題から「遺伝子組換えでない」表示は市場からなくなるという見解がありました。そして同時に、分別流通などこれまでの事業者の努力への配慮についても議論されています。

今後の予定

次回検討会は2018年1月31日の予定です。最終的なとりまとめは年度末(2018年3月ごろ)になる見込みですので、またコラムでとりあげたいと思います。

検討会資料は、多くの食品を輸入に頼っていること、その管理の難しさについて考えさせられる内容です。お時間のある方は、一度目を通していただくとよいと思います。

(川合)



参照：
遺伝子組換え表示制度に関する検討会(消費者庁)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/genetically_modified_food.html
遺伝子組換え表示の表示方法の考え方(案)
http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/pdf/genetically_modified_food_171218_0002.pdf

月刊『食品と開発』連載のお知らせ⑫

表示ミスを防ぐための食品表示実務の大切なポイント
～海外への輸出と食品表示～

月刊『食品と開発』2月号(UBM ジャパン株式会社)にて弊社が担当している連載のご紹介です。
第12回目(最終回)のテーマは、「海外への輸出と食品表示」です。

本連載も第12回目となり、最終回を迎えることができました。これまでひとつひとつの食品表示の規則に関するテーマをとりあげてきましたので、最後は、今後のことを考えるきっかけになりそうなテーマにしました。
今後海外への輸出を検討される方に向け、食品表示実務の視点から気づいた大切なポイントをお伝えすることで、“食文化の垣根を越えて挑戦しようとする人を、専門的な知識と技術をもって支援する”役割の一端を担うことができたら幸いです。下記項目でポイントをまとめています。

1. 原材料と表示の関係
2. 日本と海外の基準の違いを知るために
3. 海外の規則を調べるときの課題
4. 実務上のポイント

中国における食品基準	基準の名称	範囲	説明	必須成分・品質要素	食品添加物	汚染物質	衛生	重量及び分析	表示	分析・サンプリング方法
原材料に関する国家基準および業界基準		○	○	○						
GB 2760「食品添加物の使用に関する国家食品安全規格」 GB 14880「栄養強化物質を食品に添加する際の国家食品安全規格」					○					
食品/区分に関する衛生基準										
食品製造工場に関する衛生基準						○	○			
GB 7718「包装済み食品の表示に関する通則」 GB 13432「包装済み特別用途食品の表示に関する通則」「栄養表示に関する通則」									○	
GB 2762「食品中の汚染物質の最大許容量」 GB 2763「食品中の残留農薬の最大許容量」 MOAによる動物用医薬品の最大残留基準値(MRL)						○				
AQSIQによる「内容が一定である包装済み製品に対する計量的監督の管理規定」								○		

表1 中国における食品規格の概要(“各国の食品・添加物等の規格基準”, <http://www.shokuhin-kikaku.info/> 農林水産省食料産業局輸出促進課)

ご関心のある方はぜひ書店でお買い求めください。
ありがとうございました。

☐ 月刊『食品と開発』のご紹介はこちら
http://www.kenko-media.com/food_devlp/



講演のお知らせ 2月・3月

神戸 「加工食品の原料原産地表示と
新・食品表示の製造者固有記号」

- ◆日時：2018年2月27日(火) 14:10～15:00
- ◆会場：ひょうご女性交流館5F
(神戸市中央区下山手通4-18-1)
- ◆主催：兵庫県指定観光名産品協会様
- ◆講演者：川合裕之(株式会社ラベルバンク)

山口 「新しい食品表示基準への対応と実務上の
大切なポイント

～改正原料原産地表示制度など最新の動向を踏まえ～

- ◆日時：2018年3月2日(金) 13:30～16:00
- ◆会場：山口県総合保健会館 多目的ホール
(山口県山口市吉敷下東3丁目1-1)
- ◆主催：公益財団法人山口県予防保健協会様
- ◆講演者：川合裕之(株式会社ラベルバンク)

今月の「お気に入り」言葉

烏斫仔貯豆油 (Oo kan-á té tâu-iù.)

醤油が入った黒い瓶
(見かけによらない、いい意味で裏切られた)

(台湾のことわざ)